つくば市
27.6.-5
収受
242

請願２７第 ７ 号

平成２７年６月５日

つくば市議会議長　塩田　尚　様

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願書

茨城県土浦市有明町2-31 関鉄土浦ビル１階
日本労働組合総連合会茨城県連合会
土浦地域協議会　議長　久保田　利[redacted]

紹介議員　木村修寿

＜請願趣旨＞

公的年金は高齢者世帯収入の７割を占め、６割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の 17%前後、家計の最終消費支出の 20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

しかし、グリーンピア問題や年金記録問題、厚生年金基金問題等により国民の年金制度に対する不信感は根強く、国民年金保険料の現年度納付率は 60%前後で推移しています。未納者・未加入者は約 305 万人で、将来、無年金・低年金となり生活困窮に陥る可能性が高いと予想されています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013 年６月 14 日閣議決定）」などにおいて、「公的・準公的資金の運用等の在り方」についての検討を掲げ、年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）に対し、リスク性資産割合を高める方向での改革を求め、2014 年 10 月 31 日、基本ポートフォリオが大きく変更されました。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、ＧＰＩＦには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に方向性を示し、見直しが進められていることは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やＧＰＩＦが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を受けることになります。

こうした現状から請願する事に至りました。

＜請願事項＞

貴議会において国会および関係行政庁に意見書を提出くださいますよう請願致します。

1．年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うこと。
2．これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、責任の所在を明確にすること。
3．ＧＰＩＦにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上